

基本計画

(各論編)

都市像

人と環境にやさしい 活力ある 田園都市 おびひろ

政策・施策の体系は、都市像やまちづくりの目標を実現するために取り組む政策・施策の全体像を示すものです。

第六期帯広市総合計画では、8つのまちづくりの目標に17の政策と50の施策を体系化しています。

計画の推進にあたっては、政策・施策の相互の関連性に配慮しながら、総合的な観点から取り組みます。

まちづくりの目標

1 安全に暮らせるまち

2 健康でやすらぐまち

3 活力あふれるまち

4 自然と共生するまち

5 快適で住みよいまち

6 生涯にわたる学びのまち

7 思いやりとふれあいのまち

8 自立と協働のまち



政策 (17項目)

施策 (50項目)

政策1-1 災害に強い安全なまちづくり

施策1-1-1 地域防災の推進
 施策1-1-2 消防・救急の充実

政策1-2 安心して生活できるまちづくり

施策1-2-1 防犯の推進
 施策1-2-2 交通安全の推進
 施策1-2-3 消費生活の向上

政策2-1 健康に暮らせるまちづくり

施策2-1-1 保健予防の推進
 施策2-1-2 医療体制の充実

政策2-2 やすらぎのあるまちづくり

施策2-2-1 地域福祉の推進
 施策2-2-2 高齢者福祉の推進
 施策2-2-3 障害者福祉の推進
 施策2-2-4 社会保障の推進

政策2-3 子どもたちが健やかに育つまちづくり

施策2-3-1 子育て支援の充実
 施策2-3-2 青少年の健全育成

政策3-1 力強い産業が育つまちづくり

施策3-1-1 農林業の振興
 施策3-1-2 工業の振興
 施策3-1-3 商業の振興
 施策3-1-4 中小企業の基盤強化
 施策3-1-5 産業間連携の促進
 施策3-1-6 雇用環境の充実

政策3-2 にぎわいのあるまちづくり

施策3-2-1 中心市街地の活性化
 施策3-2-2 観光の振興

政策4-1 地球環境を守るまちづくり

施策4-1-1 地球環境の保全
 施策4-1-2 廃棄物の資源化と適正処理

政策4-2 うるおいのあるまちづくり

施策4-2-1 公園・緑地の整備
 施策4-2-2 水道水の安定供給
 施策4-2-3 下水道の整備

政策5-1 快適で住みごこちのよいまちづくり

施策5-1-1 住環境の充実
 施策5-1-2 魅力ある景観の形成
 施策5-1-3 墓地・火葬場の整備

政策5-2 交流を支えるまちづくり

施策5-2-1 道路網の整備
 施策5-2-2 総合的な交通体系の充実
 施策5-2-3 地域情報化の推進

政策6-1 次代を担う人を育むまちづくり

施策6-1-1 学校教育の推進
 施策6-1-2 教育環境の充実
 施策6-1-3 高等学校教育の推進
 施策6-1-4 高等教育の充実

政策6-2 ともに学び地域のきずなを育むまちづくり

施策6-2-1 学習活動の推進
 施策6-2-2 芸術・文化の振興
 施策6-2-3 スポーツの振興

政策7-1 互いに尊重し思いやりのあるまちづくり

施策7-1-1 人権尊重と平和な社会の形成
 施策7-1-2 男女共同参画社会の推進
 施策7-1-3 ユニバーサルデザインの推進
 施策7-1-4 アイヌの人たちの誇りの尊重

政策7-2 ふれあいのあるまちづくり

施策7-2-1 地域コミュニティの形成
 施策7-2-2 国内・国際交流の推進

政策8-1 市民とともにすすめる自治体経営

施策8-1-1 市民協働のまちづくりの推進
 施策8-1-2 自治体経営の推進
 施策8-1-3 広域行政の推進

政策8-2 質の高い行政の推進

施策8-2-1 行政サービスの充実
 施策8-2-2 行政事務の適正な執行

1 安全に暮らせるまち

政策・施策の体系

政策1-1

災害に強い安全なまちづくり

【政策の目標】

防災対策をすすめるとともに、消防・救急体制が充実した災害に強いまちをつくります。

施策1-1-1

地域防災の推進

施策1-1-2

消防・救急の充実

政策1-2

安心して生活できるまちづくり

【政策の目標】

犯罪や交通事故を防止するとともに、消費生活の安定・向上をはかり、安心して暮らせるまちをつくります。

施策1-2-1

防犯の推進

施策1-2-2

交通安全の推進

施策1-2-3

消費生活の向上

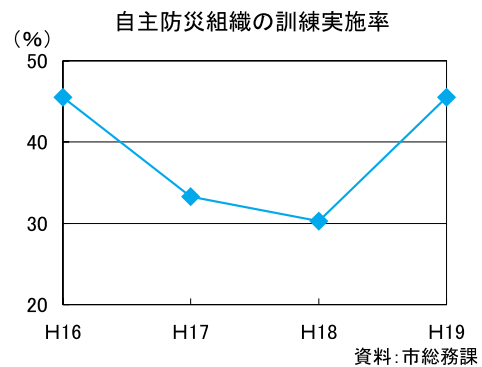
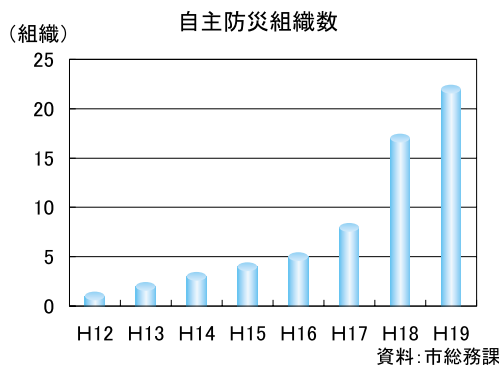
施策 1-1-1 地域防災の推進

現状と課題

全国各地で地震や台風などの自然災害や事故災害などが発生しており、帯広・十勝においても、これまで、十勝沖地震*などによる大きな被害が発生しています。

本市は、市民の生命や財産を守るため、地域防災計画*や耐震改修促進計画*に基づき、自主防災組織*づくりや建築物の耐震化など、災害への備えをすすめています。また、災害時における関係機関との連携や他自治体との応援体制の構築、企業・業界団体との協定の締結など、災害に備える体制づくりをすすめています。

今後も、積雪寒冷などの地域特性を踏まえ、避難所の整備や公共施設等の耐震化はもとより、市民の防災意識の向上、市民と行政の連携による地域防災活動の促進など、地域防災体制を整備する必要があります。



施策の目標

行政と市民、事業者、関係機関の連携による防災体制の整備や建物等の耐震化の推進などにより、地域防災力の向上をはかります。

主な施策の内容

(1) 防災意識の向上

- 地域防災訓練の実施や防災に関する情報提供、子どもたちへの防災教育などにより、市民の防災意識の向上をはかります。

(2) 防災体制の充実

- 市民と行政が連携し、自主防災組織の

育成をはじめ、地域防災の指導的役割を担う人材育成などをすすめ、災害初期における防災体制を充実します。

- 高齢者や障害のある人など、地域における要援護者の把握に努め、避難支援体制を充実します。
- 事業者や関係機関との連携をはかりな

から、災害時における生活物資の供給体制や情報提供、通信体制の整備など、地域特性を踏まえた防災体制づくりをすすめます。

- 関係機関と連携し、緊急事態等に対応できる体制を整えます。

(3) 災害に強い都市づくり

- 地震による建築物の倒壊を防止するため、耐震改修促進計画に基づき、民間住宅の耐震化に関する意識啓発や支援制度の周知などにより、建築物等の耐震化を促進します。

- 公共建築物や上下水道施設などの都市基盤の耐震化をすすめます。

(4) 治水対策の促進

- 十勝川、札内川、戸蔦別川等の治水対策を促進します。
- 洪水による被害を防止するため、河川を適切に管理します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
自主防災組織数	22組織(H19)	33組織
自主防災組織の訓練実施率	45.5%(H19)	100.0%
住宅の耐震化率	83.0%(H19)	90.0%以上
特定建築物の耐震化率	73.7%(H19)	90.0%以上

(市民実感度調査項目)

「地震や水害など、災害への備えが整っている」と思う市民の割合

用語解説

十勝沖地震

P 8を参照。

地域防災計画

市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、防災関係機関の機能を整理し、取るべき措置について定めた計画。

耐震改修促進計画

地震による建築物の倒壊被害を未然に防止するため、市内に存在する住宅や特定建築物、公共建築物の耐震化の目標や耐震化促進に向けた施策等について示した計画。

自主防災組織

災害発生時に住民の安否確認や救助などの自主的な活動を行う組織。連合町内会と町内会で構成されている。

施策 1-1-2 消防・救急の充実

現状と課題

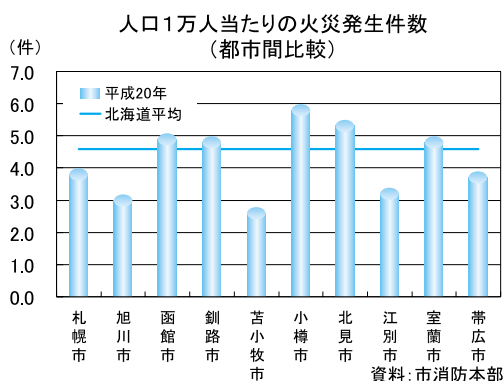
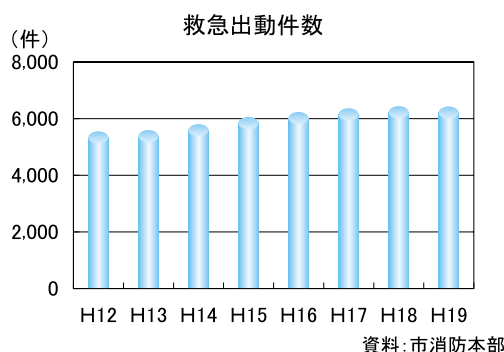
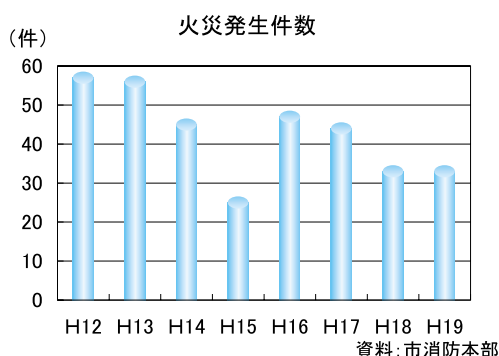
火災から生命や財産を守るとともに、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる体制の整備など、市民が安心して暮らせる環境づくりが一層求められています。

近年、本市の火災発生件数は減少しているものの、高齢化の進行などに伴い救急出動件数は増加傾向にあります。

本市は、消防車両や高規格救急車*の整備など、消防・救急体制の充実に取り組んできています。

人口1万人当たりの火災発生件数は、道内主要都市の中でも比較的低くなっていますが、毎年、火災により尊い人命や財産が失われており、被害を最小限に抑えるため、市民の防火意識の向上や消防体制の充実など、火災への備えをさらにすすめる必要があります。

また、救急資格者の養成などによる救急体制の整備や市民協働による応急体制を充実する必要があります。



施策の目標

消防・救急体制の充実とともに、行政と市民、事業者、関係機関が連携して、防火活動や救急活動を行い、火災や事故などから市民の生命や財産を守ります。

主な施策の内容

(1) 消防体制の充実

- 消防出張所の耐震化や消防車両の更新、水利施設、装備の整備など、消防体制を充実します。
- 職員の技能向上などに取り組み、消防力の向上をはかります。
- 消防団員の確保や教育訓練の実施などにより、消防団活動を充実するとともに、自主防災組織との連携による地域防災力の強化をはかります。
- 管内自治体等と連携をはかりながら、消防の広域化を検討します。

(2) 救急体制の充実

- 救急車の更新や救急救命士*の研修を行うとともに、医療機関との連携をはかり、救急体制を充実します。
- 市民に対する応急手当の知識や技術の普及をすすめます。

(3) 自主防火の促進

- 高齢者をはじめ市民や事業者等の防火意識の向上をはかるとともに、家庭における火災への備えなど、自主防火の取り組みを促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
人口1万人当たりの火災発生件数	3.7件(H20)	3.7件
防火活動の参加率	39.1%(H20)	40.0%
救命率	5.1%(H19)	5.1%
応急手当普及講習の累計受講者数	-	42,000人

(市民実感度調査項目)

「消火活動や救急活動が迅速に行われている」と思う市民の割合

用語解説

高規格救急車

救急救命士が行う高度な救急処置に必要な機器を装備した救急車。

救急救命士

医師の指導のもと、患者の搬送中に高度な救急処置を行うことができる救急隊員。

施策1-2-1 防犯の推進

現状と課題

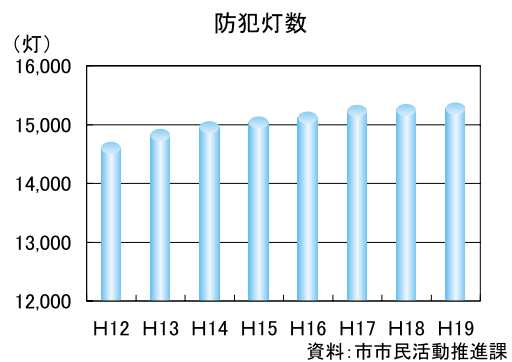
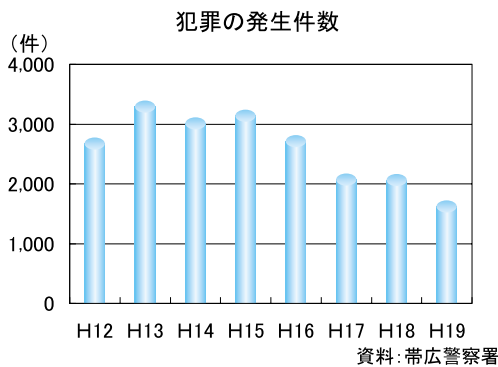
核家族化や高齢化の進行、地域における人間関係の希薄化などにより、地域の犯罪抑止力の低下が指摘されています。

安全な地域社会をつくるためには、市民一人ひとりが、自らの安全を自ら守る意識を持ち、地域が連携・協力して、犯罪の起こりにくい環境をつくるのが大切です。

本市は、平成元年に「暴力追放・防犯宣言*」を行うとともに、平成19年に「帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例*」を制定し、市民や事業者が安心して暮らし、活動できる地域社会の実現をめざし、市民の自主的な防犯活動の促進や安全な生活環境の整備などをすすめています。

近年、犯罪の発生件数は減少していますが、空き巣などの窃盗犯が全道平均に比較して多くなっています。

今後も、行政と市民、事業者、関係機関が連携し、安全で安心なまちづくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

防犯意識の啓発や安全な生活環境の整備などにより、犯罪のない地域社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 防犯意識の啓発

- 防犯に関する学習機会や情報の提供をすすめます。
- 関係機関と連携し、防犯意識の向上、地域住民による自主的な防犯活動を促進します。

(2) 防犯に配慮した生活環境の整備

- 防犯灯の設置など、町内会との連携により、防犯に配慮した生活環境の整備を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
犯罪の発生件数	1,922件 (H17-19平均)	1,540件
防犯灯の新設灯数	-	675灯

(市民実感度調査項目)

「日常生活において、犯罪に遭うことなく安心して暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

暴力追放・防犯宣言

市民相互の連帯意識と防犯意識の高揚をはかり市民生活の安全を確保するとともに、暴力を排除し犯罪のない真に明るく住みよいまちづくりをすすめていく決意を表すものとして、平成元年に帯広市が行った宣言。

帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例

人々が安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現に向け、基本理念や市、市民、事業者の責務、市の施策の基本となる事項等について定めた条例。

施策 1-2-2 交通安全の推進

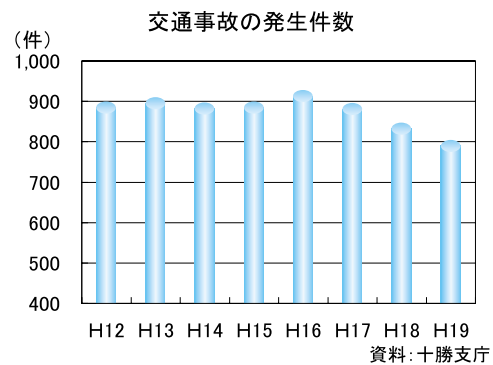
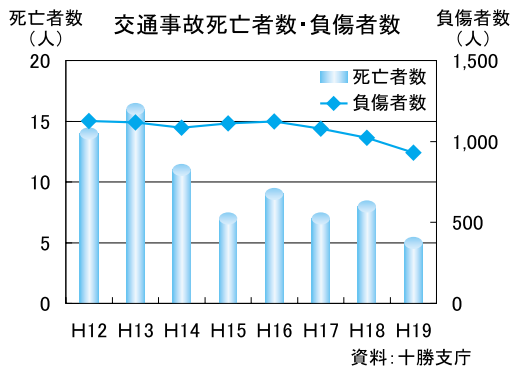
現状と課題

今日の車社会の中で、高齢者や子どもなどを事故から守り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることが大切です。

本市は、昭和37年に「交通安全都市宣言*」を行うとともに、交通安全計画に基づき、関係機関と連携しながら、交通事故のない社会をめざし、高齢者や子どもなど交通弱者の安全対策に取り組んできています。

交通事故発生件数や死亡者数、負傷者数は減少傾向にありますが、高齢化の進行に伴い、高齢者が関わる交通事故の増加が懸念されています。

今後も、市民の交通安全意識の向上に取り組むとともに、安全な交通環境の整備をすすめていく必要があります。



施策の目標

交通安全意識の啓発や交通環境の整備により、交通事故のない安全な地域社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 交通安全意識の啓発

- 幼児、児童、高齢者等に対する交通安全教育に取り組みます。
- 関係機関・団体と連携し、街頭における交通安全意識の啓発などに取り組みます。

(2) 交通安全環境の整備

- 学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機など、交通安全施設の整備を促進します。
- 安全な歩行者空間を確保するため、歩道の整備をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
交通事故の発生件数	834件 (H17-19平均)	750件
交通安全教室の参加率	18.4%(H19)	20.0%

(市民実感度調査項目)

「日常生活において、交通事故に遭うことなく安心して暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

交通安全都市宣言

車両の増加による交通事情の悪化や事故が頻発している状況を踏まえ、市民と連携し明るく住みよい安全な都市を実現するために、昭和37年に帯広市が行った宣言。

施策 1-2-3 消費生活の向上

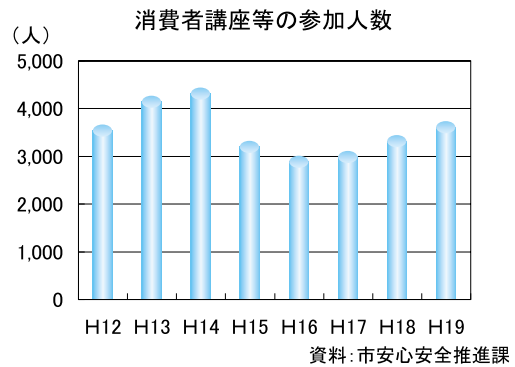
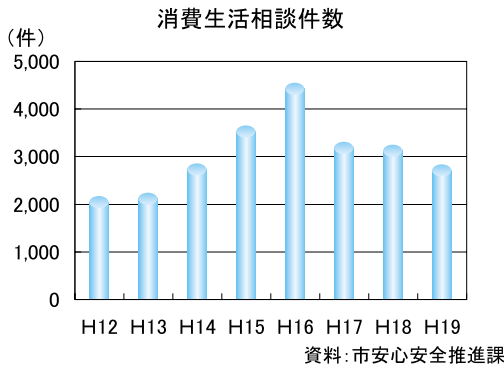
現状と課題

インターネット販売の普及など、消費生活を取り巻く環境の変化に伴い、様々なトラブルや消費者被害が発生しています。

国は、平成16年に「消費者基本法*」を制定し、消費生活における安全の確保や必要な情報の提供など、消費者の権利や事業者の責務等を定め、消費者の視点に立って総合的な施策を推進しています。

本市は、消費に関するトラブルや被害を未然に防止するため、情報提供や消費者講座の開催、高校生などを対象とした被害予防教育などを実施してきました。

今後も、消費者が自らの判断に基づき合理的に行動するための教育やトラブルなどに適切に対処するための相談機能の充実など、消費者を守る環境づくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

消費者への情報提供や相談機能の充実などにより、消費生活の安定・向上をはかります。

主な施策の内容

(1) 消費生活への支援

- 市民が、消費生活において自ら判断し、合理的に行動できるよう、啓発活動や教育、情報提供をすすめます。

(2) 消費生活相談機能の充実

- 消費生活に関する苦情やトラブルに適

切に対処するため、関係機関と連携をはかりながら、相談機能を充実します。

(3) 適正な取引の促進

- 計量及び商品表示の適正化を促進するため、事業所等に対する検査を実施し、適切な指導を行います。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
消費者講座等の参加人数	3,300人 (H17-19平均)	3,700人
消費生活相談の解決率	99.4% (H17-19平均)	99.6%
不合格計量器の出現率	2.0% (H17-19平均)	1.4%

(市民実感度調査項目)

「悪質な訪問販売や契約トラブルなどに遭うことなく、安全に消費生活を送れる」と思う市民の割合

用語解説

消費者基本法

消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進をはかり、国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援等の基本理念や施策の基本となる事項等について定めた法律。